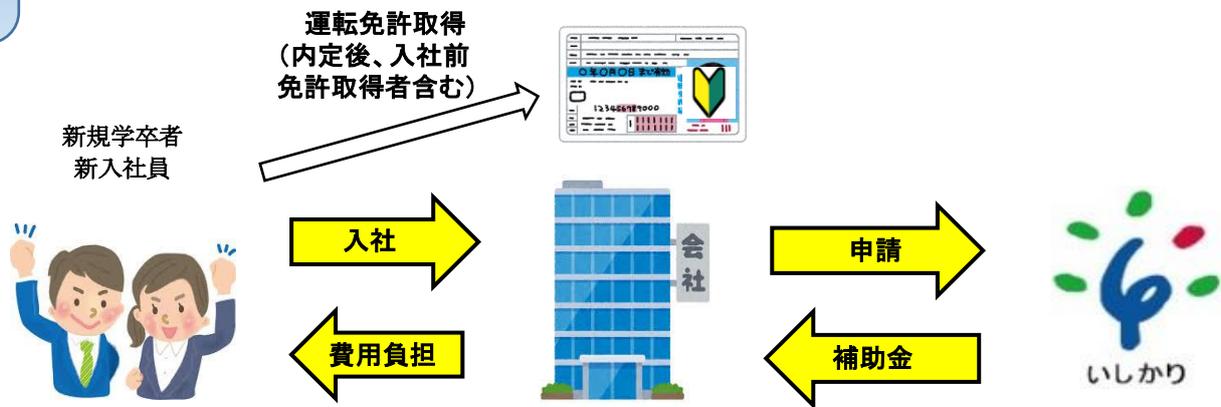


## ～新規学卒者を採用した市内事業所の皆様へ～

【採用した新規学卒者の普通免許取得の費用を負担した事業所様へ費用の一部を補助します】



石狩市では、市内に居住する新規学卒者の市内企業への就業を促し、人材確保につなげるための支援策として、市内の中小企業等様が新規学卒者に対する普通自動車運転免許の取得費用を負担していただいた場合に、その2分の1相当額（上限20万円）を助成します。



【例1】 新規学卒者:免許費用 42 万円を支払い 企業:免許費用 42 万円を負担  
市:企業負担費用の 1/2 相当額(上限 20 万円)  $42 \text{万円} \times 1/2 = 21 \text{万円}$  上限 20 万円助成

【例2】新規学卒者:免許費用 40 万円支払い 企業:免許費用の一部 20 万円を負担  
市:企業負担費用の 1/2 相当額(上限 20 万円)  $20 \text{万円} \times 1/2 = 10 \text{万円}$ 助成

※予算の範囲を超えた場合、その時点をもって受付を終了させていただきます。

【問合せ・申請先】

石狩市役所企画経済部商工労働観光課  
労政担当 ☎ (0133) 72-3166

詳細な条件や申請に関しては、裏面をご参照ください。

### 【補助対象者】

下記(1)かつ(2)の者を、正規職員として平成29年4月1日以降に雇用、市内事業所に勤務する申請日時点で石狩市民である者が負担した免許取得費用の全部または一部について、その費用を負担した石狩市内に事業所を有する中小企業等<sup>※</sup>

(1)平成28年4月1日から申請日までに学校を卒業（新規学卒）した者。

(2)平成28年4月1日から申請日までに普通運転免許を取得し、その費用を負担した者。

### 【助成額】

中小企業等が負担した免許取得費用の2分の1相当額（新規学卒者1人につき上限20万円）

※市税の滞納がないこと

※石狩市暴力団の排除の推進に関する条例の暴力団、暴力団員または暴力団関係事業者でないこと

※中小企業等とは、中小企業基本法に掲げている中小企業者（下記参照、業種については、総務省が所管する日本標準産業分類）

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

または、中小企業等協同組合、協業組合、特定非営利活動法人、社会福祉法人、病院又は診療所を運営する法人又は個人、学校法人など

### 【申請に必要なもの】

#### （中小企業等関係）

- ・ 交付申請書（別記第1号様式）
- ・ 法人の登記事項証明書の写し（個人事業主を除く）
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・ 中小企業等が免許取得費用を負担した領収書等又はその写し

#### （新規学卒者関係）

- ・ 住民基本台帳確認同意書（別記第2号様式又は住民票）
- ・ 卒業証書又は卒業証明書の写し
- ・ 運転免許証の写し
- ・ 免許取得費用に係る領収書又はその写し

